

昭和三十一年四月二十九日

決定

一、本件口頭弁論期日を昭和三十一年四月二十四日午後一時三十分と指定する。

二、被告申請の鑑定は、ついで鑑定人横田茂三郎と指定する。

三、右期日に鑑定人横田茂三郎を尋問する。

昭和三十一年九月十七日

東京地方裁判所民事第二十四部

裁判長裁判官

時 々 署 長

裁判官

三 淵 嘉 子

裁判官

龍 二 前 三 郎

本件裁判の告知	方法	口頭
場所	当	庁
年月日	昭和三十一年九月十七日	
受知者	双方代理人	

裁判所書記官

裁判所書記官